

## 領事出張サービス案内

在マレーシア日本国大使館

クアラルンプール日本人会館の一角をお借りし「一日領事出張サービス」を実施いたします。  
在留邦人の皆様におかれては、この機会を大いにご利用頂きたく、日本人会館での所用かたがた、  
領事サービスのデスクへお立ち寄り願えればと存じます。領事サービスの詳細につきましては下記のとおりです。

### 業務開業日時

**実施期日：毎月第2水曜日**

午前の部：9：00－12：30（お昼休み：12：30－1：30）

午後の部：1：30－3：30

実施場所：クアラルンプール日本人会、会館内（GF）

### 業務内容

全ての申請が受付のみとなります。発給につきましては翌々日の金曜日14：00以降に在マレーシア大使館領事部で交付いたします。

また、証明書であれば次回の領事出張サービスの交付することもできます。

(1) 旅券の申請

必要書類：①旅券、②写真（3.4cm×4.5cm）1葉、（紛失した際は2葉）

**\*本籍地及び婚姻等で氏名の変更があった場合は戸籍謄本が必要になります。**

(2) 在留・署名証明

必要書類：①マレーシアでの家の契約書 ② 旅券

①②共にコピーでも構いません。

(3) 出生・婚姻等身分の詳細にかかる証明書

必要書類

1. 出生証明書：戸籍謄（抄）本及び旅券
2. 婚姻証明書：戸籍謄本（3ヶ月以内のもの及び夫婦の旅券）
3. 戸籍謄本翻訳：戸籍謄本（6ヶ月以内のもの及び家族の旅券）
4. 離婚証明書：戸籍謄本（6ヶ月以内のもの及び夫婦の旅券）
5. 独身証明書：戸籍謄本（3ヶ月以内のもの及び本人及び結婚相手の身分証明書又は旅券）

(4) 免許証の翻訳

必要書類：日本国内の免許証 原本及び旅券

**\*上記（2）（3）（4）の証明書に係る必要書類の旅券はコピーでも構いません。**

(5) 在外選挙人証登録

必要書類

①旅券

②在留届がされていること（当日の届出もできます。）

**\*本来在外選挙認証登録は日本の住民票を除籍されて3ヶ月が経過しなければ登録をすることが出来ません。よって、3ヶ月を経過されていない申請者の登録申請は大使館にて3ヶ月保管の上、選挙管理委員会へ送付されることとなります。**

(6) 戸籍関係の届出

出生届・婚姻届・離婚届・及びその他の戸籍に関する届出を受付けております。

届出に係る必要書類につきましては日本大使館領事部(03-21402751)またはホームページ

<http://www.my.emb-japan.go.jp/Japanese/index.htm> でご確認ください。